



資料：農林水産省「食肉流通統計」 25市場並以上  
(ただし、平成30年12月までは南大阪、愛媛、熊本の3地方卸売市場を含む28市場)

中央 卸売市場 (10市場)	「中央卸売市場」とは、卸売市場法の規定により開設されている市場	地方 卸売市場 (15市場)	卸売市場法の規定により開設されている地方卸売市場のうち、主要な取引市場として農林水産省大臣官房統計部から公表されている市場
	仙台、さいたま、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡		茨城、栃木、群馬、川口、山梨、岐阜、浜松、東三河、四日市、姫路、加古川、西宮、岡山、坂出、佐世保